

145

145

6
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
1
2
3
4
5

始



26.10.15

ヨリ21
文

假名の研究

文學博士大矢透君報告

大正十五年八月廿三日

(紀五
號)

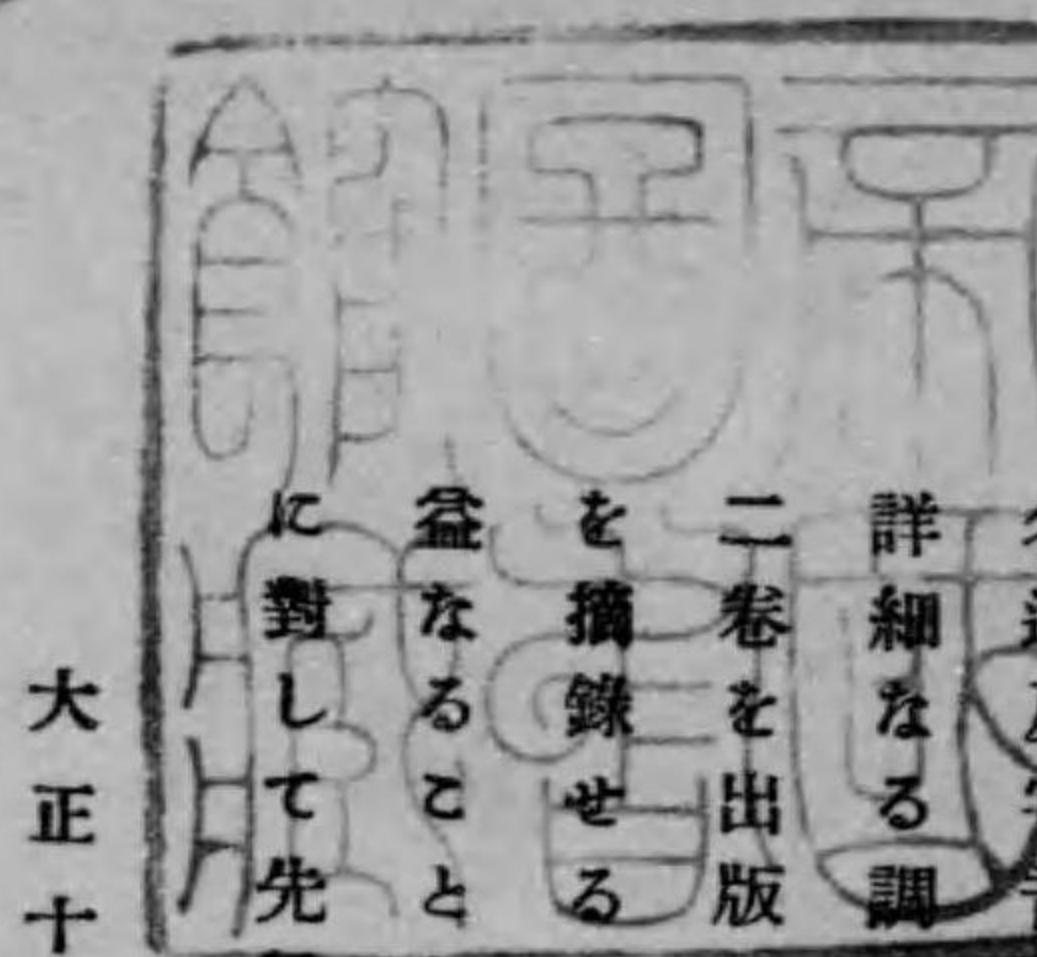
財團法人啓明會

財團法人啓明會紀要

- 第一號 理學博士 岡村 金太郎君 編「往來物目錄」
第二號 文學博士 矢吹 慶輝君 編「英國博物館所藏 斯タイン寫本寫真帖」
第三號 法學士 木村 增太郎君報告「支那財政ノ真相ト其革新策ニ就テ」
第四號 法學士 木村 增太郎君報告「支那ノ關稅改正問題(特別關稅會議ト其對策)」
第五號 文學博士 大矢 透君報告「假名の研究」

序

假名の調査は國字問題としても、國語問題としても、頗る重要な事項なり。大矢氏は多年本調査に従ひ、大正八年以來本會援助の下に之を繼續し、假名の字體、假名遣及字音の沿革等を研究し、其間一時居を奈良に移し、正倉院所藏の古寫本に付詳細なる調査を遂げられたり。而して既に假名沿革資料として「十輪經元慶點」外二卷を出版し、「唐寫四分律古點」外四卷を脱稿し、此等の資料に基き、多年調査の要點を摘録せるもの即ち本書なり。一覽以て同氏研究の大要を知ることを得甚だ益なることを認め、茲に版に附して研究者の参考に資せんとす。因に氏は本研究に對して先般學位を受けられたり。



大正十五年七月

財團法人 啓明會

15. 8. 25

寄贈

ノム寄贈本

目 次

第一 假名研究の必要	一
第二 研究の發端	一
第三 漢音にも吳音にもあらぬ古假名	一
第四 古假名と周代古書の韻との比較	五
第五 古假名は周代古音にして周代古音は支那に傳らずして 我が國に遺れり	一
第六 假名研究に對する韻鏡の必要	一三
第七 内外轉の分別と四等位の差異	一五
第八 アヤ二行のエの分別	一六
第九 伊呂波歌は空海の作に非ず	一九
第十 止川等の漢吳音サ行の音の漢字を假名にてタ行の音に呼ぶ理由	三八
第十一 反切の始は魏ノ孫炎に非す	三七
第十二 概括	四〇
以 上	四二

假名の研究

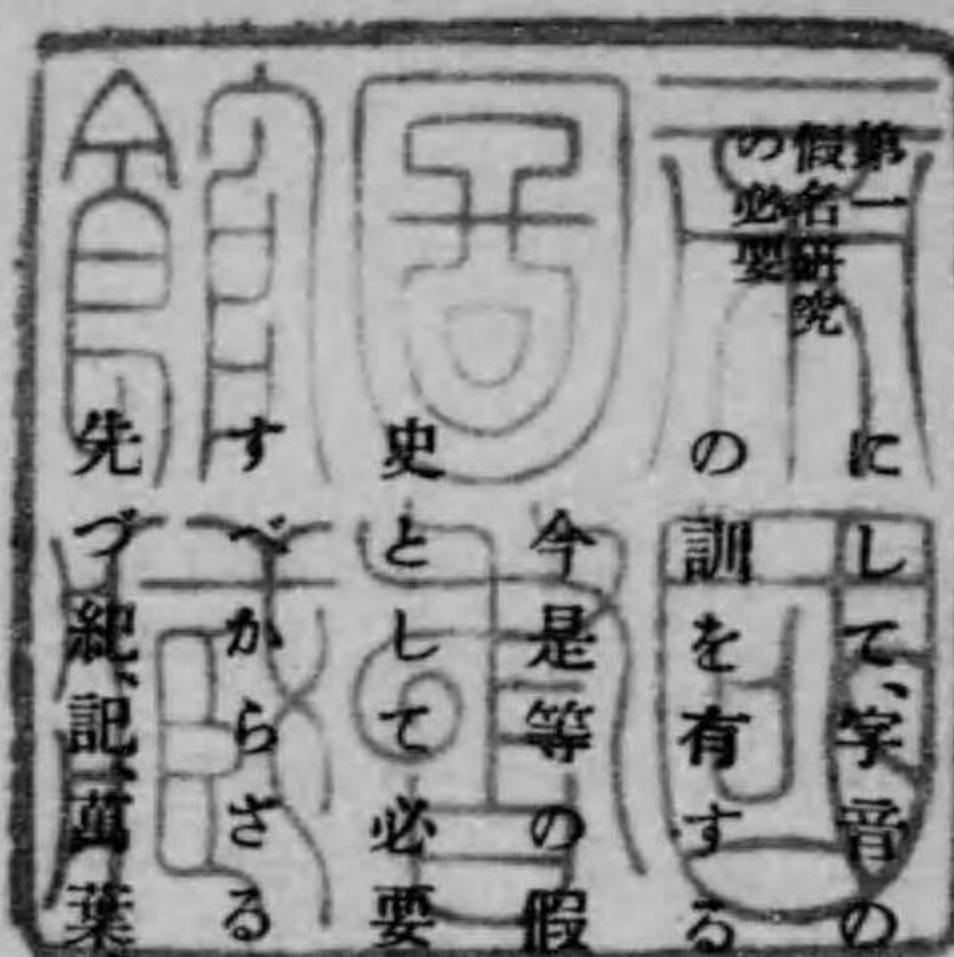
大矢透

假名とは我が國固有の言語を記すに、漢字の音訓を其の意義に拘らず假借せるものにして、字音のそのまゝ用ゐらるゝ文字、若くは音尾を省きて用ゐらるゝ文字、又は一音の訓を有する文字を選び、すべて一の漢字を我が單音に當てるものなり。

今是等の假名に對して、其の起源、由來、變遷の迹等を觀察するに、國字其のもの、發達史として必要缺くまじきのみかは、是もて記されたる國語の史的研究上一日も忽せにすからざる事業と爲す。されば余は二十餘年來専ら是が研究に從事せるが、初めは先づ紀記、葉風土記、物語の類は勿論、特に廣く古經卷の傍訓あるものを通覽することを力めたりき。さるが中に目に留れるものは、紀記を始め、その他の古書ども、殊に推古期に於ける金石の銘文中なる、漢音にも吳音にもあらぬものにして、即ち天明中、筑前志賀島より掘出せる漢委奴國王印なる、ヤマトの倭を委に作れるものより、推古期の諸碑銘等に最も多く、其の以外後代の今日にまで知らず識らず用ゐらるゝ眞假名中にも、普

第三
吳漢音に
假名古にも

第二
端研究の發



通の假名の如く、漢吳音の音尾を省けるまゝにては音を爲さざるものあることはなり。

そは例へば、元興寺露盤銘に、其の左側に「印」を附したるが如く、
大和國ノ天皇斯歸斯麻ノ宮治ニ天下名ハ阿米久爾意斯波羅支比里爾波ノ彌己等ノ世奉仕
巷宜名ハ伊奈米大臣百濟國ノ正明王上啓云萬法之中佛法最上也。是以天皇并大臣聞食之宣ニ善哉則受佛法造立倭國然天皇大臣等受報業盡故天皇之女佐久
羅韋等由良ノ宮治天下名等已彌居加斯支夜比彌乃彌己等乃甥名ハ有麻移刀ノ等已
哉善哉造立佛法父天皇父大臣也即發非心誓願十方諸佛化二度衆生國家
刀彌彌乃彌己等ノ時奉仕巷宜名ハ有麻子大臣爲領及諸臣等讚云魏魏乎善
大臣敬造立塔廟緣此福力天皇大臣乃諸臣等過去七世父母廣及六道
四生衆生處處十方淨土以下

天壽國曼茶羅繡帳銘に

斯歸斯麻ノ宮治天下天皇名ハ阿米久爾意斯波留支比里爾波乃彌己等娶ニ巷奇大臣名ハ
伊奈米足尼女吉多斯比彌乃彌己等爲大后一生ニ名ハ多至波奈等已比乃彌己等妹名ハ
等已彌居加斯支移比彌乃彌己等復娶ニ大后弟名乎阿尼乃彌己等爲后生名ハ孔部
久留比彌命ニ生兒汙斯ノ王娶ニ伊久牟尼利比古ノ大王ニ生兒伊波都久和希兒伊波己里
和氣兒麻和加介兒阿加波智君ノ兒乎波智君娶余奴ノ臣祖名ハ阿那爾比彌一生兒都奴
牟斯ノ君妹布利比彌命上也

稱德天皇天平神護元年冬十月の詔詞

續紀二十六卷、歷朝詔詞解第四十二詔

上略此意富等ノ王娶ニ中斯和命ニ生兒宇非王娶ニ牟義都ノ國ノ造名伊自牟良ノ君ノ女子名ハ
上略可久波阿禮猶朕我敬報流和佐止之天此乃位冠乎授末川良勅御命乎諸聞食

トル下略

萬葉集卷十八、大伴家持天平感寶元年閏五月の作に、

上略多豆我奈久奈吳江能須氣能中略我末川君我下略

など見えたるが如く、押を意斯、廣庭を比里爾波、蘇我を巷宜、巷奇、豐を等已、馬子を有明子、
橘を多至波奈、廐戸を有麻移刀と爲し、又後代まで用ひ慣れて、さばかり人に注意せられ
されど、敬報末川和佐止之天の川、止の如く、漢吳音にては「サ行の音」なるを、タ行の音に當つ
流奈母

るもの、其の外神代紀の伊弉諾伊弉册の諾、冊、神武紀の于麻誓苔の苔、應神紀の直支、王の直、支、仁德紀の以波比茂等倍離の倍、虚々呂波望閉耐の耐、姓氏錄の伊福部の福、阿敕連の敕、英多眞人の英、出雲風土記の剝屋、池の剝、延喜式の神名、興台產靈の台、地名にては、備前、の物理鄉の理、肥後菊池郡の菊、丹後の謂、嶺、但馬の美含郡の含、河内の感、玖郡の感、越前敦賀の敦、甲斐の等力の力相模の餘綾郡の綾など皆同類の音なるが如し。

是等の音に對しては、從來學者の說無きにあらざりしも、僅かに漢吳音の轉用ならずば、古韓音なるべしと爲して、歎めるのみなりき。さるに余假名の研究に著手せる當初、熟々惟らく、假名は漢字なる以上、之を研究せんには、須らく、先づ大體なりとも、漢字の成立を知らざるべからずと、乃ち說文に就きて稍々文字の構成を會得するに至れり。されども他の事は言ふを要せず、唯々文字は其の單複に拘らず、之を構成する文母を同じくするものは、皆韻を同じくすといふことだに知らば足れりとす。例へば、大雅、生民鳬鷗二章に、

鳬鷗左沙 公尸來燕來宜 爾酒既多 爾殺既嘉 公尸燕飲福祿來爲

とありて、沙宜多嘉爲と相ひ韻したり。かくては、現代の漢吳音のアとイとの韻の一韻

となれるにて、韻法に合はず。されども、宜は、說文第七篇、宜字を見るに、

室所安也从宀之下一之上此猶地也多省聲空古文宜空亦文宜ナリ

と見えて、宀と一との二文の間、多字の省かれたるタの文母の聲、即ち韻なりといふ意なり。此の字、廣韻には魚羈切ギとなりたれども、製字時代は勿論、是に近き漢初以前に在りては、宜は多によりて韻を爲せるを以て、右の如く沙多等と一韻となれるなり。尙末句に爲字あるが爲めに、こは多嘉を隔て、宜爲と相ひ韻せるものなりとも思はれぬにあらねど、國風兎爰首章に、

有兔爰々維于羅、我生之初尚無爲 我生之後逢此百罹、尚寐無咷

の如く羅爲罹咷と相ひ韻せるにて、其の然らざるを知るべきなり。

詩經に於いて多宜は同聲母なるが故に、一韻となれりとするときは、我が國に於ける古假名の中に、移侈ありて、之を普通の假名の如く、漢吳音のイシと呼べで、ヤタに充てたるものは、宜と同じく多を聲母とせるに因るものゝ如し。仍て小雅巷伯二章に、

哆兮 侈兮

あり。楚辭漁父に、

漢父曰聖人不凝滯於物而能與世推移、世人皆濁何不淥其泥而揚其波、飛人皆醉、何不鋪其糟而歌其釀、何故深思高舉自令放爲。

とあると併せ考ふれば、宜爲移修をカワ、ヤ、タとア韻に呼べることを知るべし。かくて我が古假名の音の、周代古韻と一致せるには、先づ胸躍りぬ。されど是のみにては確かに定め兼ねれば、尙、古典及び姓氏地名等に漢吳音イアイの韻なるをオ韻に呼ぶ止已里矣。意臺等の文字若くは、その聲母とせるを押用したる詩經の實例を大略一字につき一二を示さんに、

綠兮絲兮、女所治兮、我思古人、俾無訛兮。國風綠衣四章

大夫君子、無我有尤、百爾所思、不如我所之。載馳四章

盧重鋗、其人美且偲。盧令三章

鷩鳩在桑、其子在梅、淑人君子、其帶伊絲、其帶伊絲、其弁伊騏。鳴鳩三章

南山有臺、北山有萊、樂只君子、邦家之基、萬有期。小雅南山有臺首章

有驩有駒、有駢有駢、以車伾々、思無期、思馬斯才。頌駢二章

以上平聲

知而不已、誰昔然矣。莫門首章

翩々者鶻、載飛載止、集于苞祁、王事靡盬、不遑將母。小雅四章

我服既成、于三十里、王子出征、以佐天子。六日二章

吉甫燕喜、既多受祉、來歸自鎬、我行永久、飲御諸友、魚鱉膾臘、侯誰在矣、張仲孝友。吉日三章

瞻彼中原、其祁孔有、儦々俟々、或羣或友、悉率左右以燕天子。四章

維曰于仕、孔棘且殆、云不可使、得罪于天下、亦云可使、怨及朋友。雨無止六章

陟彼北山、言來其祀、偕々士子、朝夕從事、王事靡盬、憂我父母。北山首章

今適南畝、或耘或耔、黍稷薿薿、彼介攸止、烝我髦士。甫田首章

曾孫來止、以其婦子、饁彼南畝、田畯至喜、攘其左右、嘗其旨否、不易長畝、終善且有、曾孫不怒、農夫克敏。三章

凡此飲酒、或醉或否、旣立之監或佐之史、彼醉不減不醉反恥、式勿從謂、無俾大怠。

三爵不識、矧敢多又。賓之初筵五章

建之初、

建五章

在洽之陽，在渭之涘。文王嘉止，大邦有子。明大雅、大四章
廼慰廼止，廼左廼右，廼彊廼理，廼宣廼猷。自西徂東，周爰執事。緝四

旱既大甚，散無友紀。鞠哉庶正，疚哉冢宰。趣馬師氏，膨夫左右。靡人不周，無不能止。

瞻卬昊天，云如何。雲漢七章

無曰予小子，召公是似。肇敏戎公，用錫爾祉。公漢四章

魯侯燕喜，令妻壽母。宜大夫庶士，邦國是有。既多受祉，黃髮兒齒。頌閏宮八章

邦畿千里，維民所止。肇域彼四海。玄鳥四章

以上上聲

焉得諴草，言樹之背。願言思伯，使我心晦。國風、伯兮三章
屢顧爾僕，不輸爾載。終諭絕險，曾是不意。小雅、正月首章

成不以富，亦祗以異。我行其野三章

匪教匪誨，時維婦寺。大雅、瞻卬三章

天何以刺，何神不富。舍爾介狄，維予胥忘。五章

以上上去聲

坎々伐輻兮，寘之河之側兮。河水清且直猗，不稼不穡。胡取禾三百億兮，不狩不獵。胡瞻爾庭，有縣特兮。彼坎々伐輻兮，寘之河之側兮。國風、檀二章

羔羊之革，素絲五緘。委蛇委蛇，自公退食。羔羊三章

神之弔矣，詰爾多福。民之質矣，日月飲食。羣黎百姓，遍爲爾德。小雅、天保五章

六月樓々，戎車既飭。四牡騤々，載是常服。玁狁孔熾，我是以急。王子出征，以匡王國。六月首章

如跂斯翼，如失斯棘。如烏斯革。斯干四章

瞻彼阪田，有菀其特。天之杌我，如不我克。彼求我則，如不或得。執我仇々，亦不我力。正月七章

葛生蒙棘，蔹蔓于域。予美亡此，誰與獨息。葛生二章

以上入聲

概略右の如し。而して、前のア韻周代古音考に依る阿部の例と同じく、聲母の同一なるものは、皆同韻なること勿論なり。今毎句末の韻字の聲母の同じきもの二字以上有るを、列舉

すれば左の如し。但し□を施したるは用例の見出し難きものなり。

- (一) 止社齒
- (二) 之塙臺寺特史_{之ノ省}吏使事_{吏得}叟_{叟古文見に从ふ}寺_{寺の省聲ならん}
- (三) 己忌杞
- (四) 已以似
- (五) 母敏海海誨_誨鉤梅
- (六) 里裏鯉理
- (七) 意億識_{意の省聲ならん}
- (八) 子籽富福
- (九) 富幅福
- (十) 直德惠
- (十二) 異翼
- (十三) 國基期騏
- (十四) 思偲
- (十五) 才哉哉載
- (十六) 又友右有
- (十七) 北背
- (十八) 尤詫
- (十九) 不駄休
- (二十) 則側
- (廿二) 國域緘國
- (廿二) 力飭

斯くして考ふれば、從來訓なるトヽムのトなるべく思へる止は、同聲母の社齒と、漢吳音オ韻なる母_敵等と一韻を爲せること、前に舉げたる小雅四牡四章、北山首章、甫田首章に於いて見るが如し。抑も說文に聲といふは、文字を構成せる聲母の韻にして、頭音と四聲とに拘らざるものなるは右の各行を見て知るべきなり。されば今嘗みに(七)の行に於いて、去聲の意と入聲の億とに就き、入聲オクの音尾を省かば、オとなりて、即て去聲

意の音となるべく、又(二)の行に於いて、平聲の之、臺、去聲の寺、入聲の特につき、入聲トクの音尾を省かば、そがまゝ之臺寺の平上去三字の音となる可き筈なり。さるを漢吳音にては(七)の意はイ(二)の之はシ、臺はタ、寺はジとなりて、更に平上去入、聲母同じくして、其の韻同じからざるものは、是れ詩經時代より後漢以後に成れる漢吳音時代に至る、千幾百年の間に於いて漸次變遷せるに因るもの、如し。

是等にて、既に大體、台部の文字の古音は、オ韻なること疑なきに、阿部と同じく、古假名に於いて、漢吳音は意字と同じく、イ韻なる已是ヨ、里理はロ、アイ韻なる臺台はトにして止意など、同じく、明かにオ韻に用ゐられたり。又德は、古體は惠なるが、惠は直の心に从へるものにして、直と同音同韻なれば、德の音にしてトクならば、直も同じくトクなるべきなり。されば、其の音尾を省かば、トとなるべし。然るに應神紀なる直支王の直は、全く製字時代の音と等しきトと呼ばれたるも奇なりと云ふ可し。

是れらの數例を以て推せば、我が國には、實例は缺けて傳らされど、詩經以上に在りては、總べて、台部即ち韻鏡、内轉止攝、第八全部、外轉解攝、第十三の一、二、三の等位の文字、内轉曾攝第四十三の入聲全部の體韻は、オ韻なりしと断じて可なりとす。

以上に於いて、周代古音ア部の、漢吳音にてギイシの音なる宜移侈を我が國の古假名に於いて、ガヤタに用ゐられたるは、支那周代以上の音と一致せるに驚けるを述べ、それより尙、詩經の韻例を擧げて、周代台部に屬して、漢吳音イ韻なる止已是意里理等とアイ韻なる臺台と同じく、我が國の古假名にも、亦オ韻の音に用ゐらるゝは、前者と相ひ俟ちて、我が國の古假名は、全く周代古音なることを確知するに至れり。尙、想へば、詩易等にては、後代の音韻より推して稍々韻形を知るべきが如しといへども、支那にては、後漢時代印度文學東來後、反切の法起るに至るまで、字音を寫し取るべき我が國の假名の類にして有りもせば、時代を逐ひて變遷せる字音は、後代にも其のまゝに傳はりつらん。されども、詩經時代を千年以上隔てたる其の變遷は、絶えて之を記せるもの無く、唯々僅かに、同音の他字もて、音某と注するに過ぎざりき。そは、周代の詩賦其の他の韻文の韻と、後漢時代の詩賦等の韻とを比較して、異同の甚しきを知るに過ぎず。されども、そは唯々韻と平上去入の聲別にして、頭音の如何なる形にして、如何に轉ぜしかば、知るに由なし。畢竟、漢字にては、我が國の假名の如く、音と韻とを分記すること能はざればなり。然るに我が國の古假名の既に正しく、周代古音と一致せること疑無しとするときは、是れ即

ち周代當時の音聲を聞くがまゝ、我が國の一音に當てたるものなるべしといへども、素より風土を異にし、發音の慣習を殊にする以上は、到底頭音の發音點より清濁輕重に至るまで、悉く同一なるを得可らざることは勿論ながら、古音の大體は今日に傳へたるものと見て大過無かるべきなり。爾かく、大體なりとも、周代の古音を今日に傳へたるは、實に我が國に於ける古假名以外他に有るまじきなり。尙言はゞ、製字當時の音韻は、本國なる支那には傳はらで、却て我が國に遺れるものなり。思ひてこゝに到れば歡喜措く能はず、幾と手の舞ひ、足の踏むところを知らざるばかりなり。是れ微力ながら、余は自ら奮ひて假名研究を以て終生の事業と爲し、其の第一著に、假名源流考を著はし、そを確證せんが爲めに、周代古音考を述べたる所以なり。而して其の殷周時代の古音が、如何にして我が國に傳はれるか、一考を俟たずして、直ちに聯想せらるゝは、周初殷、箕子を朝鮮に封じて臣と稱せざらしむといふことある是なり。憶ふに、此の時、箕子の直臣等は勿論箕子と心を同じくせるものゝ、之に隨へるも亦必ず少からざりしなるべく、其の上、周末六國の亡ぶるや、燕國北方に在りて最も後れて亡びしたため、其の臣民の多くは、朝鮮に流入せしかば、漢武が朝鮮を滅すに至るまで、其の古音を保持せしことならむ。而

して神功皇后の三韓征討以前、早くより我が國との往來絶えざりしことは、三國史記等に

倭人遣兵船百餘艘掠海邊民戸發六部勁兵以禦之

などのこと度々見えたるにても推知せらるゝなり。是にて我が國古音の傳來は、偶然に非るを知る可くこそ。

さて、右の如く、古假名に、支那古音の存することを發見せるに就きて、最も大きな助けを得たるは、韻鏡に在りとす。而も韻鏡は中古以後に成れるものゝ如くにして、其の原型は隋に於ける南北統一の時、韻書の國定を要せしより成れるものながら猶、古今一致の點少からざること、前に云へるが如く、其の第八轉の文字は、大體周代古音台部の文字なるにても知らるゝことなり。然るに韻鏡は從來之を研究せるもの少からずといへども、全部明確に之を解釋し得たるは殆ど無くして、遂に人をして無用の長物として顧るものなきに到らしむるを奈何にせむ。而も假名は稀に古音を交へ、又他の異音とも覺ゆるもの無きに非れど、全部殆ど漢吳音に成れりと思はるゝに、其の漢音は韻鏡其の他の音圖に依らずば、到底正確に知得し、説明すること能はず。隨て吳音も亦此の音

圖の比較によりて、其の音則を知るの便あり。されば、余は幸ひに少時より音韻の學をする種々の説を集め、音圖を蒐め、彼は比較研究の結果、音圖中最も不明なりし内外轉の分別と、四等位の差異とを解し得るに到れり。そは、内外轉は、諸音圖並びに諸家の立説同じからず。然るに古來新舊の諸音圖比較の結果、正しく、各轉に分別せる音體音尾を省けるの發音口形の開合によりて分別せるものなることを知り、又等位は、清、戴震の聲韻考に

一二三四等、列、一等洪大、二等次大、三四等俱細アラシ而四尤細アラシ

といへる教へによりて、初めて發音の際の口形の、

○○○。

の如き差異あるを示すものなることを知り得たり。同時に此の等位といふものは、全く音圖の成れる切韻時代の字音即ち漢音に於ける發音上の眞韻にして、言はゞ音圖四十三轉、每轉毎四聲の各十六等位、即ち十六韻、四十三轉、合せて六百九十六韻なることを知るに到れり。六百九十六韻、斯くては、到底眞韻を以て詩賦等の韻脚とすることは不

可能のこととに屬すれば、之を人功的に省略して二百六韻とはなせるなり。されば二百六韻は、全く同韻無きは勿論、近似にして互ひに相ひ紛るべき韻は断じて有るまじきなり。然るに韻鏡第二十三轉に、

		山	牙
		音	次
		清	清
寒	一	看	看
刪	二	寒	苦
仙	三	駢	丘
先	四	愆	吉
旱	一	牽	苦
潛	二	乾	旱
猶	三	侃	空
銑	四	放	起
翰	一	堅	古
諫	二	按	古
線	三	諫	古
霰	四	見	古
曷	一	葛	達
黠	二	戛	古
薛	三	揭	列
屑	四	結	古

同じく二十五轉に、

		效	喉
		音	清
		清	清
豪	一	鐸	刀
爻	二	顛	交
宵	三	妖	喬
蕭	四	幺	堯
皓	一	襖	皓
巧	二	拗	絞
小	三	灰	兆
篠	四	杏	皎
號	一	奧	到
效	二	勒	效
笑	三		
嘯	四	叟	叫

とあるが如く、每等に各々異なる韻頭を記せるは、是れ每等位各特別の韻にして、それが一々、二百六韻中なるそれらの韻と一致せるが故なるにても、各等位の忽せにすべから

一八

ざるものなることを證すべく、又二百六韻中、或る一字の眞韻に當てたるものならざることは、第一轉に

		牙 次清	
		空 紅	苦
通	東	穹 宮	
		孔 黃	
		控 貢	
		焔 仲	
董	送	哭 谷	
		麴 角	
		屋	

などの如く、一の東韻を以て、オウ、イウの二韻を兼ねる類、音圖中極めて多數なるにて、等位と二百六韻との分別を解すべきなり。但し等位上配記せられたる文字の反切に、一等と二等、三等と四等の下字の同じきものあるなどよりして、等位を異にするとも同音の文字あるが如く考へ、等位の別を疑ふものありと聞けり。これらは茲に論する餘地なけれど、拙著韻鏡考に詳述したれば、就いて看るべきなり。

さて四等と二百六韻との性質は右の如きものなりと知るときは、切韻編輯當時に於いて、同時に切韻圖の必要ありし理由始めて明かになれりといふべし。そは切韻編輯員必ず謂ひつらむ。既に新たに詩賦等の韻頭を二百六韻と規定せられたり。因て各

韻頭に属する文字は、口舌上是々の反切の文字なるを知らしめんとて、斯く切韻中に集めぬ。又規定の二百六韻は、各人口舌上實際に發音する平上去入の是々の等位に當れる文字なることを一目して知らるべく、切韻圖を製せりとて一般に示したりしは、即ち七音略韻鏡等の原圖たる切韻圖などなりしならむ。

右は余が韻鏡等の音圖に對しての意見の大要なり。尙委しくは韻鏡考に就きて見るべし。／

さて韻鏡考の成れるより、字音は勿論假名の變遷等の上に於いて、種々なる説明の便宜を得ることゝなれり。中に就き、假名沿革史の研究上に尤も切要なり。そは、我が國假名遣變遷の第一步たるアヤ二行のエの混用以前に於ける分用の狀態を説くに方り、既に混じてより千年に近き今日に於いて、ア行のエとヤ行のエとに其の發音上、如何なる差異ありやを明かにせんには、韻鏡を以て此の二音の位地を示すの外なければなり。そはともあれ、こゝに先づ既に世に有りふれたる古典どもに、此の二音の分別せられるは、少しく注意して通覽せば足れりといへども、是れらは皆官命を奉じて編述せるものなれば、特に正格に據りて分別せるにても有る可ければ、之を以て直ちに一般普通の

假名遣なりしとも思はれず。何とかして、當時當時に於いて、故らに格を正す必要無かりしもの、有らばやと思へるほどに、曾て古經卷中に、時の僧侶の、師の講義など聽きながら備忘の爲め白墨もて傍訓を施せるものあるをば發見してより、此の如き傍訓ある古經卷の、國語の史的研究上多大の利益あるを感じたりき。茲に於いて是ら古經卷の搜索の爲め、屢々畿内諸國を往來して得るところ少からざりしが、猶意の如くならざるものあり。偶々大正八年以來約五年間、居を奈良に移し、正倉院開扉のをりに院内聖語藏の古經卷を奈良博物館保管の下に修繕せらるゝに遭へり。仍て日々其の側に在りて、傍訓あるものを研究せるに、假名遣及び假名字體の沿革上得るところ頗る多かりき。今法王帝説を始め記、紀、萬葉等のアヤ二行のエの分別に關する古語並に右にいへる聖語藏御本の古經卷中、年代明かなるものを合せて、之を舉ぐること左の如し。表中、□内同語數

書名	ア行のエ	ヤ行のエ
法王帝説	多叡絶、ワスラム 和須良叡所忘、	

古事記	愛 <small>五可エ</small> 愛 <small>可エ</small>
日本書紀	哀瀬詩吏 <small>シテ</small> 、愛歎 <small>エハタ</small> 、愛瀬詩夷 <small>シテ</small>
出雲風土記	哀瀬詩吏 <small>シテ</small> 、愛歎 <small>エハタ</small> 、愛瀬詩夷 <small>シテ</small>
佛足石歌	衣美須 <small>エミス</small> 不得見 <small>エナシカ</small> 、衣賀多久 <small>エガタキ</small>
萬葉集	衣多利得 <small>エタリ</small> 、愛豆之可得乎 <small>エナシカカ</small> 、衣可多岐 <small>エガタキ</small> 難得 <small>エナシカ</small> 、衣我多伎 <small>エガタキ</small>
	奴延 <small>ヌカニ</small> 佐迦延 <small>サカニ</small> 、八河江比賣 <small>ハカニヒメ</small> 、波延之女生 <small>ハタハニコト</small> 、矢河枝 <small>ヤカニシ</small> 、大羽江 <small>オハニ</small> 、羽江生 <small>ホフニ</small> 、本都延 <small>ホドニ</small> 、斯豆延 <small>シヅニ</small> 、延陀 <small>ヨダニ</small> 、那加都延 <small>ナカドニ</small> 、波延比賣 <small>ハビメ</small> 、生 <small>ホ</small> 、遠延 <small>ヨハニ</small> 、大枝 <small>オホニ</small> 、王兄 <small>オホニ</small> 、大江 <small>オカニ</small> 、王兄 <small>オホニ</small> 、延吉岐 <small>ヨコニ</small> 、許延 <small>ヨクニ</small> 、聞 <small>ミ</small> 延受 <small>イズ</small> 不見 <small>ミナシ</small> 、葉延 <small>ハタニ</small> 、女 <small>コト</small> 延枝 <small>ハタニシ</small> 、曳因枝 <small>ハタニツクニシ</small> 、彌曳 <small>ミハタニ</small> 、見佐伽 <small>ミサカニ</small> 、鹽味葛 <small>シタニカツラ</small> 、麻 <small>ハシ</small> 、
	奴要鷦 <small>ヌカニ</small> 、奴延鳥 <small>ヌカニ</small> 、思奈要 <small>シナニ</small> 、委 <small>カニ</small> 、伊 <small>イ</small> 、等波延所壓 <small>トハニ</small> 、邇久麻延所壓 <small>ニカニ</small> 、美延 <small>ミハニ</small>

難得 衣豆之可母得哉 衣
 卒得 衣毛得亦衣受不得
 也末古衣野由支山行依
 志米令得左佐良榎壯士
 月佐散良衣壯士月
 難得 衣豆之可母得哉 衣
 卒得 衣毛得亦衣受不得
 也末古衣野由支山行依
 志米令得左佐良榎壯士
 月佐散良衣壯士月

見彌曳見美要見
 延所知和周良延所忘毛要萌民延
 小枝左要太小枝延太枝左
 古要越故要三古延三佐要太
 延因多要絶左散道彌太延勾
 要奴不貪阿要奴不貪比要碑
 於母保要三思伎許要所聞伎已
 麻都太要松田江伊里延入江麻
 都我延松江保里延堀江宇知江
 須流打寄久叡崩叡比
 可延榮左加延榮佐加波延榮
 要所聞佐可遙榮左可延榮佐
 延榮佐可遙榮左可延榮佐
 延榮佐可遙榮左可延榮佐

續日本紀

成實論 天長五年點

正倉院御本

續日本後紀

金剛般若經讚述下

嘉祥四年點

大智度論 石山寺藏

天安二年點

地藏十輪經元慶元年點

正倉院御本

金剛般若經讚述上

仁和元年點

寺藏

日本現報靈異記

延喜式祝詞

得 ^{うエ}
國

獲 ^{エラレム}
應除 ^{エラレム}

心得 ^{うエ}
安隱 ^{うエ}
得聞 ^{うエ}
得見 ^{うエ}
得受 ^{うエ}

聞 ^{ココ}
不見 ^江
聞 ^{ココ}
自毛 ^モ
聞 ^{ココ}
延明 ^モ

萎 ^{ナエカ}
焰 ^{ジケナリ}
距 ^{ココ}
曳 ^江
踰 ^{ココ}
冷 ^{シコ}
柯 ^江

美 ^ミ
緣豆 ^タ
見面 ^テ
戰 ^比
比曾米 ^ヒ
柯 ^江
己 ^ヒ

夜久波 ^ハ
波 ^ハ
波木生 ^ヤ
夜具 ^ハ
具波江 ^ハ
同上

新撰萬葉

往許曾得

江見ミ
燃スル
江囚シテ
聞キコ
江聞スル
思オモ
保ホメ
江沼シマツ
思オモ
裳モモ

卷之三

格衣乃木、榎衣之木、樺衣豆
利、櫟衣豆利、林衣乃木、生

衣、茯、佐、衣、比、須、久、萼、犬、衣、葫

衣加佐、木防已、神衣比、委
衣女虫、迺衣比、鯈衣比、鰐

新撰字鏡 三卷本

衣比、蝦夷衣比須、
夕藥衣比須艸、澤染苗波、衣草、

鯀衣^エ
比^ビ

卷之三

エテシキミテ君
衣氏之支美得君

卷之三

本草和名

蘇	比	鴨	芍藥
以 ^イ 乃 ^ノ /奴 ^ヌ 良 ^ラ 衣 ^エ	加 ^カ 良 ^ラ 衣 ^エ	利 ^リ 比 ^ヒ 衣 ^エ	久 ^ク 衣 ^エ 比 ^ヒ 佐 ^サ 須 ^ス
比 ^ビ 、一 名 香薷	於 ^オ 保 ^ボ 衣 ^エ	止 ^ト 蟬 ^{チヤン} 衣 ^エ 比 ^ヒ	鹿藿 ^{ルホ}
以 ^イ 奴 ^ヌ 衣 ^エ	蘇 ^ソ 乃 ^ノ 良 ^ラ 衣 ^エ	衣 ^エ 比 ^ヒ	乃 ^ノ 波 ^ハ 衣 ^エ 久 ^ク 須 ^ス 佐 ^サ 加 ^カ 良 ^ラ
	假 ^カ	王餘魚 ^{ウヨウ}	

り。尙序でに、數年來奈良にて蒐集せる古寫經傍訓用假名を一表に列舉し、別に此の篇の附錄と爲す。之を前表と合考せば、多少益する所あらん。抑も古典に於いて、ア行のエに衣依をヤ行のイに要遙延の眞假名若くは、エの片假名を用ひて劃然分別せるを見ば、誰か之を否定するものあらん。されども、斯くのみいひて歇みなんには、忽ち論者ありて謂はんとす。

(一) 古事記に愛上袁登古袁とある愛は吉男の吉の義なれば、ヤ行の音なるを、ア行に屬する愛字にて記せるは混用の證なりといふこと。

(二) 萬葉十八に也末古衣野由支とありて、越を古衣と記したるは、混用の證なりといふこと。

(三) 萬葉二十に帶を収比としたるは、ア行のオの轉じたるものなれば、ア行のエ音なるべきに、ヤ行の収を用ゐたるは、混用の證なりといふこと。

(四) 要字は、韻鏡外轉效攝二十六、開、影母第四等に屬してア行のエなるべきに、萬葉に夥多しく、之をヤ行に用ゐたるは、混用の證なりといふこと。

(五) 鹽字は、韻鏡外轉咸攝四十、開、喻母四等に在りてヤ行エムの音なるに、出雲風土記には、蒲萄を鹽味葛と記してヤ行の音なる鹽字を、本草和名などに衣比加都良とあるに違ひたるは、混用の證なりといふこと。

されども、尙、心を平靜にして、前表を反復熟覽し、而して後次々説くところを讀過せば、一拭して淨面を披くの快を取ることを得ん。

(一) に於いて、愛上袁登古袁、愛上袁登賣袁の愛を吉男、吉女のエの意なりといへるは、是

れ古事記傳の説に據れるものにして、其の説は、吉若くは、善の義は可愛、可美などゝ相ひ類似せるが上に、偶々書紀の一書に善哉善少男、妍可愛少女乎とあるより、本居翁は、少しも古典に此の二音の分別あるに心着られざりしかば、事も無く爾か釋き去られたり。是れ決して無理ならぬことながら、若し一たび眼を轉じて此の語の外に、確かに、ヤ行の音と知らるゝもの、古事記三十六七、書紀に二十七八、併せて六十餘あるに、一つだにも此の愛字及び他のア行の假名哀、埃、衣、依等を用ゐたる所なきと、書紀天浮橋のところに、可愛此云哀天孫崩御のところに、葬筑紫日向可愛可愛此云之山陵とあるが如く、ア行の音なる哀及び埃を以て注したる可愛に當る、此の語に限りて、この愛を用ゐたることに注意せられたらむには、斯ばかりにのみは云はれざりしならん。然るに世には直ちに之を以てアヤ二行のエを混用せる證と爲せるものあるは、少しく雷同の態あるを免かれざるべし。案ふに、縦令、神武天皇の大御歌なる延袁斯麻加牟の延と、此處の愛とは共に吉若くは美、若くは可愛の意にして、同語なることありとも、特に此の處に限りて、呼法に差別あればこそ、斯の如く、異なる假名を用ゐたるならめ。そは、熟々愛上袁古袁登とある愛上を延袁斯麻加牟とある延に比べて見るに、愛上の方は、書紀二十の愛俱流之衛

と同じく、少しく咏嘆の意を含めるを以てなり。されば此の他に上シヌ吉野若くは、タ
 上絶キ上消の類の、全くヤ行の音に愛哀埃依等の假名の使用せられたる例證の多く發
 見せられざる以上は、決して、此の一項を以て、二音混用の證とするに足らざるなり。
 (二)に萬葉十八なる也未古衣の衣一字を以て、此の二音混用の證とすれども、今前の衣
 について見るに、萬葉集中に越といふ語の假名にて記されたるもの二十五あり。然る
 に其の中の二十四まで、ヤ行の延要曳江兄等の文字を用ゐたるに、此の一語にのみア行
 の衣字を用ゐ、又集中百七十餘のヤ行活語の假名もて記されたるがあれども、一もア行
 の假名を用ゐざるに、此の一語に限り之を以て記されたり。然るに今、唯此の一個の例
 に違へるものあるを執へて、直ちに混用の證とするは、是れ猶同集の十九に春花乃爾大
 要盛而とありて、へとあるべき所に、要字を用ゐたる唯一個の例を證として、萬葉には、ハ
 ヤ二行の假名を混用せりと謂はんが如し。不通の論と云ばざる可らず。顧ふに、僅か
 に此の一語にのみ此の衣字を用ゐたるは、是れ決して本來のものにあらず。必ず、此の
 二音混用時代に至りて、偶々寫し誤れるが、其のまゝ後世に傳はれるものならむ。

(三)萬葉二十なる帶を叡比として詠める歌は、武藏の防人の作なれば方言を其のまゝ

に記せるものなり。故にエ上の混用など、いひて、論すべきものにあらず。

(四)字に就いての疑問に對しては、既に前にいへる韻鏡等位の別を説明せる上にあ
 らずば、ア行の音に當る喉音影母の要が、同じく喻母の延曳と共に、ヤ行上音に用ゐられ
 たる理由を説明することも、會得することも容易ならず。抑も喉音といふは、他音は喉
 内より發する聲音の、牙齒舌唇等に強く觸るゝによりて發するものなるを、さばかりに
 強くは觸れずして、唯、口處、即ち舌本と軟口蓋との間、舌前と前頸との間、上唇と下唇との
 間に於ける、音路の廣狭細大がアヤワ三行即ち影母と喻母の二母との音を爲して、
 中にもア行の音は總ての音の韻となるものなり。而して、其の影母の一韻の發音點に
 於ける、舌本と軟口蓋との間の發音の際の廣狭の差によりて、音形を異にし、一等は最大、
 二等は次大、三等は小、四等は最も細小となす。但し、我が國の假名には、之を分別するも
 のなしといへども、強ひて記さば、

一等ア、二等アエ、三等エ、四等イイ

の如くなるべし。而して、喻母に在りては、

一等ヲ、二等ワエ、三等エ、

にして、即ちワ行の音なり。其の四等は、一二三等とは、音質を異にして、喻母即ちヤ行の上なり。こは、從來の音圖どもには、製圖上の便宜に隨ひ、一二三等の爲めに子母を立つべきに、幸ひ子母の音第四等の字を缺き、喻母の音は一二三等の字無きにより、一の喻母にて之を兼ねしめたるなり。而もそは右に云へるが如く、第四等は音路狭細なるが爲め、ヤ行の音若くは之に通ぜる頭音の字音より外、發し難ければなり。されば、要字の如く影母の音ながら、極めて狹細の音路に發するが爲め、殆ど喻母四等なる遙字と同音に聞き取られたるを以て、斯くは、一二三等の文字は皆ア行の假名なれど、四等の文字なるに由りて、ヤ行の假名に用ゐられたるにて、之を以てアヤ二行の混用と見るべきにあらず。是れらにても、當時の字音の等位の分別の正しかりしを知るべきなり。

(五)なる出雲風土記に蒲萄エビカツラのエを、鹽字もて記したるは甚だ奇なりと云ふべし。蒲萄は、其の同語原なる蝦夷と共に、前表中並びに、下に舉ぐるものをして二十四個あるに、悉くア行の假名を用ゐたり。然るに、此の風土記に限り、如斯あるは如何なる故にか。恐くは、萬葉防人の歌の、帶を叡比と記せる例と同じく、當時に於ける方言のまゝに書けが故なるべし。

以上は、アヤ二行のエ音分別時代に於いて、人々の筆に任せて書き出でたるものに、自然に分別せられたる實例なれば、毫末の疑も有るまじきなり。さるが上に延喜以上には、此の二音の分別存在せし確證あり。そは當時に於いて習字用に供せられし同じ文字無き四十八字の阿女都千詞といふものありしことは是なり。その詞は、全形にて傳らで、其の名は先づ、宇都保物語に見え、次は順集、次は相模集、次は口遊等に見えたるが、唯、順集に、あめつちの歌四十八首として、其の詞の假名一字づゝを毎首の上下に置きたるあり。今句首の一字を次を逐ひて集むれば、

あめ、つち、ほし、そら、やまかは、みね、たに、
くも、きり、むろ、こけ、ひと、いぬ、うへ、すゑ、
ゆわ、さる、おふせよ、えのえを、なれゐて。

の四十八字となる、是ぞ未だアヤ二行のエ音の混ぜられぬ世に、久しく行はれて、既に其の分別は忘れられたる順時代まで、尙行はれたるなり。乃ち右の如く、同じ文字なき詞に四十八字ありて、同音のエが二字なるを以て、能く知らることなり。殊に順の歌にえのえにあたる歌は、

えもいはで戀のみまさる心かないつそや岩におふる松のえ
のこりなくおつる涙は露けきをいづらむすびし草村のしの
えもせかで涙の川のはて／＼やしひて戀しき山はつくまえ

にして、斯くては、阿女都千詞のえのえの三字は得ノ得に用ゐられ、二つのえ字同音となりて、同じ文字なきといふに合はず。是は奥村氏の説の如く、原文の意を榎ノ枝として、正しくアヤ二行の別とすべきなり。とにかく、順は既にアヤ二行のエの分別を知らざることを自白せるものといふべし。古言衣延辨著者奥村榮實の事、拙著古言衣延辨補考に述べたり。

右の如く既にアヤ二行のエの分別は、順の如き博識を以て世に聞えたる人にしてすら、失はれたる時代に至るまで遺りたる阿女都千詞に於いて、分別せられたる榎と枝とが、榎はア行の衣に當り、枝はヤ行の延遙要等に當りて、延喜以上の古典、古經卷等と一致するが如きは、此の分別の實際存在せる時ものに非ずば到底見ること能はざる顯象なりといふべし。是れのみならず、製作時代未だ明かならざれども、眞假名五十音圖ありて、其のア行のエは、衣若くは依、ヤ行のエは江なるは、續日本紀以後の歴史、附錄とせる古經、卷傍訓用古假名一覽なる假名の原字どもの大體一致せるを見ても、是等の五十音

圖若くは阿女都千詞などの習字用として一般に行はれし結果なるべく、思はるゝにつけても、延喜以前にアヤ二行のエの分別せられることは、確信せざるを得ざるなり。

音圖及手習詞
歌考合考あれ。

延喜以上の假名に於いて、アヤ二行エ音を分別せる狀態大略右に述ぶるが如し。猶少しく、天慶以後二音混用の一例を擧げて、二音分別の一段を結ばんとす。

今天慶六年の日本紀竟宴和歌を見るに、

多仁野宇仁飛止爾古衣太留下略上略許々呂兒加布都摩袁衣天下略上略微與毛多裔勢數下略上略多愛奴那利氣利上略與呂都與賀禰亭衣都留賀那上略阿麻能比都幾仁袁江万散留賀那上略俱邇散嘉江計流。

右の如く、三つの違例ありて、其の末の一つは、大江維時の作れる歌のうちに在り。維時此の時六十に達し、寛平延喜の間に長りし高名の博士なり。然るに其の作中にかかる違例あるは、此の頃より既に、二音混用の端を發けるにや。さりながら、エ音の語ある歌六首あるが中に、唯三首のみ違へるが上に、此の年に五十四歳なる石山座主淳祐内供奉の如き確かに分別せるあり。そは其の手ら音譯せる大悉曇章を見るに、エ音のア行

なるには、必ず衣を用ひ、ヤ行なるには、江を用ひたること左の如く、

三四

江迷 江是尹 逆 衣是尹

由元 連 夜坐

近 由尹 連 衣 ト 尹 逆 アミ坐

引 やミ 互アミ 互 夜婆

此の書は一大巻子本にして、卷中、アヤ二行にかかるもの甚だ多しといへども、悉く江衣を以て書き別かてり。今悉く舉ぐるに堪へず。

此の外天暦五年に石山内供奉に侍して授かりし由の奥書ある蘇悉地羯羅經略疏に、補桃菓の左傍に衣ヒオホキナルソ大とあり。是らにて推せば、此の時代に於いては、悉曇章の如き音を正しくする必要あるものは、勿論苟且の訓點にも、此の二音を分別せるものゝ如し。然るに淳祐より六歳の長者なる維時にして、上の如き違例あるは、甚だ疑ふべし。今世に流布せる竟宴和歌は契冲阿闍黎が鎌倉中書王の真蹟と傳ふる熊本本妙寺の藏本を寫して、今井似閑に與へしものゝ由なれど、或は其の本は、天慶の原本のまゝならで、

二音混用時代の誤寫の本なりしやも知るべからず。然れども猶再考するときは、全く混用せる證ある天祿を去ること三十年の前に於いては、斯の如き程度を以て混用せることは、寧ろ自然の順序として許すべきなり。既に天慶より三十年前なる元慶點地藏十輪經御本院にすら、ヤ行のムとワ行のエと混用せるものあるをや。とにかく、此の年代の徵證の多く出でざる間は、現在の事實の示すが如く、半ばは推測を加へて、天慶より天暦若くは天祿の間は、二音分用より混用に至る過渡の時代にして、之を分別する人と混用せるものと共存せりと見ば大過なかるべきなり。

かくて、此の二音を全く混用するに至れる時期は如何にといふに、先づ衣延辨に混用せりといへる和名鈔を取り、其の混用の程度を検するに、左の如し。○は古音

疫衣夜美 三衣匣佐无江 乃 瘦臥乎江 布 鴨柄加毛江 輪奈加江ヨリ 燈毛江 久 角布江 穆乃江ヨリ 穆爲佐利秘
乎乃、衣 竹刀阿乎比江 橫笛與古不江 暁衣香衣比 莊乃良江 番菜以奴江 稗比衣 昆布衣比須
榎衣乃木 蔡比古波衣 以上

和名鈔中、エ音ある語數三十九ある中、例に違へるもの、僅かに五六個に過ぎずして、殆

三六

ど混用時代のものとも思はれず。されども順の阿女都千ノ歌によりて、そが時代に於いては、既に既に二音の分別無かりしを證せられ、爾かのみならず、其の弟子源爲憲が口遊に見えたる、大爲爾の歌に

大爲爾伊天、奈徒武和禮遠曾、支美女須土、安佐利於比由久也末之呂乃、宇知惠倍留古良毛波保世與、衣不禰加計奴。謂之借名文字

今案世俗誦阿女都千保之曾里女之訛說也此誦爲勝ヲスルヲスレリト

とありて、四十八字の阿女都千ノ詞を里女の訛說なりと斥けて、四十七字なる此の歌を誦すべきことを教へたり。之によりて、此の頃、全く二音の別を失へることを證して餘ありといふべし。然るに猶、和名鈔の違例少きは、一は其の引用せる書類の二音分別時代に成れるもの多きにより、一は順の如きは分別正しかりし淳祐等の如き人々と世を同じくせしかば、自然違例稀なりしなるべし。猶此の頃より後のもの、混用のさまは、如何にといふに、永觀中に成れる醫心方、長保四年訓點、法華義疏以下の古經訓點、並に本願寺歌仙色紙の類のものは、總て其の分別なく、之れに用ゐたる片假名の如きも、エの一字となれるなどにて之を證すべし。

以上の事實に據りて概言すれば、アヤ二行の眞の混用は、延喜以前には絶えて無く、天慶前後より寢く混用し、天曆の末までに全く混用すること、なれるものと推定せば、大なる過無かるべきなり。

さて右の如く、延喜以上に於いては、アヤ二行のエを分別せりとなるときは、空海は弘仁承和の人なれば、全く此の二音分別時代に在り。而るに世に空海の作なりと云ひ傳へたる伊呂波歌は、字數四十七にして、ア行のエを缺きだるは疑ふ可きにあらずや。今源爲憲が四十八字にして、エ音の「マ」ある阿女都千ノ詞を斥け、セイと拙き大爲爾ノ歌を以て之に替へんとするが如き、若し當時空海の作れりといふ伊呂波歌にして有りたらんには、其の必要更にあるまじきなり。されども、かく大爲爾の歌を作れるものは、當時未だ伊呂波歌の如きもの、無かりしを知る可し。然らば、伊呂波歌は、此の時より尙下れるものなるは明かなれば、伊呂波歌は、空海の作ならざること断じて疑なしとす。委し音圖及手習詞歌考を往見すべし。

篇初より此處に至るまで述べ來るところによりて、古へより用ゐ來れる假名の中、周代以上の古音と同じきもの、少からざることは、既に前漢以上の押韻と着々一致せる

由に名流漢止第
呼に音の吳川十
・上タニ音音等
・理行假のサの

は、毫末の疑も無しと確信するところなるが、夫れらは唯、押韻の状態に限りて、未だ一も頭音に及ばざりき。仍て今より、曾て前に挙げたる韻鏡歎音に在りて、漢吳音サ行の音にしてタ行の音に用ゐらるゝ止侈川等に就きて一言せんとす。而して先づ、漢吳音にては、歎音センなる川字の、我が國の假名にツと呼ばるゝに對し、從來、國語學者の説に種々ありて、一定せざりしことは、既に假名源流考に列舉せるところ有れば、之に譲りて、直ちに編者の考へしところのみを概略に云はんに、元來假名につきて説を爲せる人々の間には、間々韻鏡を云々せるも有りつれど、未だ曾て詩易等の周代以上の古韻及び説文などに依りて漢字の成立を研究する上に注意せるもの無かりしが爲め、總べての字音より成れる假名にして、漢吳音以外のものに到れば、往々にして臆説を逞しくして、自ら省みざるを常としたりき。抑も川字は、詩經、大雅雲漢四章に、

旱既大甚、滌々山川、旱魃爲虐、如惔如焚、

我心憚暑、憂心如熏、群公先正、則不我聞、

昊天上帝寧俾我遯、

とあるを見るに、川字は韻鏡内轉臻攝二十の焚、熏、闕と同攝十八轉の遯と一韻を爲し、同

聲母の順は、鄭風、女曰鷄鳴二章、第四第五の二句末に、

知子之順之、雜佩以問之。

問と韻し、大雅、抑第二章に、

無競維人四方其訓之、有覺德行、四國順之。

訓順相ひ韻す。尙ほ說文に、

訓許遼切 順从貞川聲 巡从走川聲 勅从車川聲 驅从馬川聲 鍾从金川聲

とあるが如く、川の聲とあるは、唐代の切音には、イユンの韻と爲し、共に韻鏡臻攝第十轉に屬せり。而して、總べて詩易等の古音は、其の聲母によりて韻を爲し、同聲母の文字は同韻となつて、頭音の異同に拘らず、仍て川字は漢音セン、歎音、三等穿母の音なり。されば、清、錢、大昕が養新錄に

古音無舌頭舌上之分、知徹澄三母以今音讀之與照穿牀無別也、求之古音則與端透定無異、

の如く、古音には舌頭、舌上の分なしといへるは、舌上音なる直敕をトクと呼び、敕をトンと呼ぶ類ひをいひ、照穿牀と端透定と異なる無しといふは、照母の止をトといひ、穿母の

侈をタ、川をツといふことなるは明らかなり。とにかく之に従へば、川字の頭音はタ行の音となるを以て、其の古韻ウマと合呼すれば、正にツマとなるべきなり。而して此の呼法の誤ならざることは、前に挙げたる大雅雲漢の句末の韻字を連呼すれば、川焚熏聞遜誦みてツマ、ブマ、クマ、ブマ、ツマとなり、聲調頗る佳なること到底、漢音にて、セン、フン、グン、ブン、トンと呼び、吳音にてセン、ホン、クン、モン、トンと呼ぶ比にあらざるにても、川字をツと呼ぶは、宜移をガヤと呼ぶと同じく、周代の古音なりと断ずども、誣言に非すといふべきなり。

かくの如く、既に川字は、穿母の音なるによりて、古音は舌音なりしと知らるゝ以上は、同じく穿母の音なる侈字は勿論照母の音なる止至の舌音なりしは、今も致社のタ行の音なるにても明かなれば、茲には別に説かざるべし。

茲に一言したきは、今右に挙げたる川字訓字等の注下に反切を示したるが、そを所縁として、支那に於ける反切の起原を説くことはなり。抑も反切は文字に對しては最も重要なものにして、隨て韻鏡と共に假名の研究には須臾くも離る可からざるものと爲す。而して、支那に於いて其の起原を云ふときは、必ず魏孫炎を稱するを常とす。是

には反第
非魏孫の始
らず炎始

れ顏氏家訓北齊顏に、

孫叔言創爾雅音義是漢末人獨知反語至於魏世此事大行云々。

とあるを初として、唐宋以後歴代の儒家皆之を唱へて今日に至れり。然るに經典釋文に見えたる周易、尚書、毛詩、爾雅等の音義に鄭玄、孔安國、李軌等及び說文の反切を見る少からず。されど注解傳述人の尚書の末に、是等の音を以て漢人不作音後人所託と有るに、さることもやと思へるに、悉曇藏に引ける韻證に、

反音例云服虔始作反音亦不詰定云々。

などあるを見れば、漢末にして既に反切ありしといふ説無きにしもあらず。さては、鄭玄、孔安國等の反切も無下に後人の所託とのみ思ひ棄つべきに非らずと爲し、聊か漢人不作音の説に疑を存したりき。然るに近時清人曾國藩が、印行せる唐寫本說文木部殘缺、並びに故平子尙が汲古閣真に収めたる舊本說文口部の殘片を見るに、共に反切有るより、之を集蒐したるには得るところありもやせんと、何や彼や打ち漁り居る間に、圖らず、李賢注後漢書和帝紀に、

孝和皇帝、韓肇文說法目、交剛不柔曰和。伏侯古今可反上諱也。但伏侯許慎竝漢時人而帝諱不同、蓋應別有所據。

と見えたる説文肇字の音是なり。是に於いて種々考索するに、後漢時代に説文音ありて、肇字を大可反と注せることは確實、復動かすべからず。是に於いてか、久しく反切の始を以て魏、孫炎と爲し來れる唐宋以後の碩學鴻儒の確信も、一朝にして、東洋に於ける而も余が如き老學究の爲めに打破らるゝ亦一奇といふ可し。

上來述ぶるところによりて、我が國の假名に、支那周代以上の古音と一致せるもの有ることを知るべく、延喜以前には、國語構成の音數四十八ありて、ア行のエ衣とヤ行のイユ延とがありて、一般に之を分別せることを知るべく、韻鏡なる内外轉の別と、四等の別との意義を解すべく、漢吳音にて、サ行の音なる止川等の文字の假名となりては、タ行の音に呼ばるゝ理由を會得すべく、伊呂波歌の空海の作といふこと、反切の始を魏、孫炎とすることの並びに誤傳なることを覺り得べきなり。斯の如く、從來不明なりし諸項の稍明かになれるより、少くとも假名そのものゝ成り立ち、假名遣即ち歴史的沿革の狀態、爾く沿革せる理由等、一々實例によりて極めて疎漏ながらも稍説明することを得べくなれるものは、淺學の身に取りては實に勿怪の幸ひなりといふべし。茲に擧げたるは、概略若くは其の一端に過ぎざれば、尙、全體の詳細ならんことは拙著假名源流考、周代古音考音圖及手習歌詞考並びに韻鏡考を一讀せんことを切に希望するものなり。

附　　言

本書ハ大正十二年十一月學位請求論文トシテ京都大學ニ提出シ、同時ニ財團法人啓明會へ報告セシモノニシテ、此度印刷成レルヲ以テ、之ヲ世ニ公ニスル所ナリ。是レ元ト、余ガ多年研究セル假名ニ關セル論說ノ大要ヲ摘記セルモノニ係ル。故ニ其ノ論說ノ完全ナルモノニアラズ。若シ讀者ニシテ其ノ說ヲ詳カニ知ラント欲セバ、須ク從來余ノ假名ニ關スル著書ヲ通讀センコトヲ要ス。抑モ其ノ書類ノ既ニ世ニ公ニセラレタルモノハ、明治四十一年中帝國學士院ニ開版セラレタル假名遣及假名字體沿革史料ヲ初メトシ、假名通考ノ一部トナス。而モ之ヲ著作ノ初ニ於テ豫定セル編目ハ左ノ如クナリキ。

内　　編

第一篇 假名源流考

第二篇 假名字體沿革考

第三篇 國語假名字體沿革考

第四篇 字音假名遣沿革考

第五篇 音圖及手習詞歌考

外編

第一篇 周代古音考

第二篇 漢吳音考

第三篇 韻鏡考

然ルニ今日マデニ世ニ公ニセラレタルモノ、内編中假名源流考、音圖及手習詞歌考ノ二篇、外編中周代古音考、韻鏡考ノ二篇ニ過ギズシテ、其ノ他ハ未ダ稿成リテ印刷セザルモノ、論說ノ據證實例ノ集聚中ノモノ、其ノ集聚シテ印刷ニ附シタルモノハ奈良朝ニ書寫セル誠實論古點、地藏十輪經古點、願經四分律古點有ルニ過ギズ。而モ淨寫既ニアリテ未ダ印刷ニ至ラザルモノ大略左ノ如シ。

官本唐寫四分律古點、同阿毗達摩雜集古點、同景雲寫華嚴經古點、同央掘魔羅經古點、同菩薩善戒經古點、同金剛般若讀述下嘉祥、西大寺本金光明最勝王經古點、官本誠實論天長、同唐寫說无垢經古點、同大智度論古點、同華嚴經探玄記古點、東大寺本金剛般若經讀述卷上古點、官本十住毗婆娑論序品第一古點、同中觀論古點

等其ノ他數部ア”。是等ノ古書古經卷ノ搜索研究ニ關シテハ永ク恩ヲ記セザルヲ得ザルモノハ財團法人啓明會ニ負フトコロ多キコト是ナリ。抑モ余ガ此ノ研究事業ノ前途ニ對シ、曾テ文學博士上田萬年文學博士澤柳政太郎兩氏ニ恂ル所アリシニ、啓明會ノ補助ニ依頼シテ可ナラントアルニ隨ヒテ即チ其ノ補助ヲ受クルコトトハナレルナリ。是レ余ガ此ノ研究ノ不十分ナガラモ、稍取ルニ足ルモノアルハ同會ノ補助ノ然ラシムルトコロ最モ多シトナス。然ルニ余年齒已ニ七十七、老羸日々ニ加ハリ、遺憾ナガラ此ノ研究ヲ完クスルコト能ハズ。仍テ此ノ研究ノ全部ヲ舉ゲテ、久シク奈良ニ在リテ余ガ研究ノ成行ヲ知悉セル文學士春日政治氏ニ依托スルコトトハ爲セルナリ。今ヤ本書ヲ校合スルニ方リ聊カ是ニ附言スト云爾。

大正十五年七月十三日

文學博士 大 矢 透

附 錄

本會設立年月日

大正七年八月八日

本會寄附行爲

第一章 總 則

第一條 男爵牧野伸顯平山成信ハ赤星鐵馬ノ寄附ニ係ル金壹百萬圓ヲ以テ財團法人ヲ設立ス

第二條 本財團法人ハ啓明會ト稱ス

第三條 本會ハ公益ニ資スル爲メ左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス

一 特殊ノ研究、調査、著作ヲ助成シ及發明發見ヲ獎勵スルコト

一 必要ニ依リ本會自カラ専門家ニ依嘱シテ前項ノ事業ヲ爲スコト

一 外國ニ於ケル同種ノ事業ヲ紹介シ又ハ著作ヲ反譯スルコト

一 本會ノ目的遂行ノ爲メ必要ナル講演ヲ開キ又ハ出版ヲ爲スコト

第四條 本會ノ事務所ハ之ヲ東京市麹町區永樂町一丁目一番地ニ置ク

第五條 本會ノ事業年度ハ毎年一月一日ヲ以テ始マリ十二月三十一日ヲ以テ終ル但初年度ハ本會設立ノ日ヲ以テ始マル

第六條 本寄附行爲ノ條款ハ評議員會ノ決議ヲ經且主務大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ變更スルコトヲ得

第二章 役員

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一 理事長

一名

内一名ヲ常務理事トス

五名

一 評議員

十五名

- 一 第八條 理事長及理事ハ評議員會ノ決議ヲ以テ評議員中ヨリ之ヲ推薦ス但本會設立ノ際ハ寄附者之ヲ推薦ス
- 一 理事長ハ本會ヲ代表シ理事會及評議員會ノ議長ト爲ル
- 一 理事ハ會務ヲ掌理ス
- 一 第九條 初度ノ評議員ハ寄附者之ヲ推薦シ缺員ヲ生ジタルトキハ評議員會ノ決議ヲ以テ其補缺ヲ爲ス
- 一 評議員ハ重要ナル會務ヲ審議ス
- 一 第十條 理事長及理事ノ任期ハ三年トス但重任ヲ妨ヶス
- 一 第十一條 本會ニ必要ナル事務員以下ハ理事長之ヲ任免ス

第三章 顧問及委員

第十二條 本會ニ顧問若干名ヲ置ク

顧問ハ評議員會ノ決議ヲ以テ之ヲ推薦ス但本會設立ノ際ハ寄附者之ヲ推薦ス

第十三條 顧問ハ本會ノ諮詢ニ應シ且隨時理事會及評議員會ニ出席シテ意見ヲ開陳

第十四條 本會ハ必要ニ應シ各種ノ委員ヲ置ク
委員ハ理事長之ヲ嘱託ス

第四章 會 議

第十五條 會議ヲ分チテ理事會及評議員會トス

第十六條 理事會ハ理事長隨時之ヲ召集ス

第十七條 理事會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ表決ヲ以テ之ヲ決ス

第十八條 評議員會ハ通常及臨時トス

通常評議員會ハ毎年十二月及三月ヲ以テ理事長之ヲ召集シ本會ノ豫算及決算ヲ議定ス

臨時評議員會ハ理事長必要ニ應シ之ヲ召集ス

評議員五名以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求スルトキハ臨時會ヲ召集ス

ルコトヲ要ス

第十九條 左ノ事項ハ評議員會ノ議ニ付スルヲ要ス

一 寄附行爲ノ變更

一 本會諸規則ノ制定變更

一 本會ニ於テ施行スヘキ事業ノ決定

一 理事長理事及顧問ノ推薦

一 資產管理ノ方法

一 其他理事會ニ於テ評議員會ノ決議ヲ要スト認メタル事項

第二十條 評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ表決ヲ以テ之ヲ決ス但左ノ場合ニ於テハ評議員三分ノ二以上ノ出席アリ且出席者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

一 寄附行爲ノ變更

一 不動產ノ買入

一 理事長及理事ノ推薦

第五章 資產

六

- 第二十一條 本會ノ資產ハ左ニ掲タルモノヲ以テ之ヲ組成ス
一 寄附財產金壹百萬圓
一 本會ノ事業又ハ財產ヨリ生スル収益
一 其他本會ニ於テ取得スル財產
第二十二條 本會ノ財產ハ國債證券又ハ確實ナル有價證券ヲ買入レ若クハ郵便官署
又ハ確實ナル銀行ニ預ケ入ルモノトス但特別ノ事情アル場合ニハ評議員會ノ決
議ヲ經テ不動產ヲ買入ルルコトヲ得

第六章 會計

- 第二十三條 本會ノ收支ハ毎事業年度ノ末日ヲ以テ之ヲ決算ス
第二十四條 本會ハ事業年度毎ニ財產目錄貸借對照表及事業報告書ヲ作リ決算ト共
ニ評議員會ニ提出スヘシ

本會職員名簿

(イロハ順)

顧問	伯爵	牧野伸顕
理事長	男爵	平山成信
常務理事	串山之内一次	鶴見左吉雄
理事	小松浦鎮次郎	串田萬藏
	小松謙次郎	小松謙次郎

七

評議員

法農學博士
新渡戸稻造

工學博士 子爵 大河內正敏

工學博士 高松 豊吉

鶴見左吉雄

申田萬藏

山之內一次

小 松 謙 次 郎

文學博士 澤柳政太郎

卷之三

醫學博士

男爵平山成信

文學博士
芳賀矢一

工學博士
深國秀太郎
本
青

工學博士 男爵 斯波忠三郎

委員

醫學博士 三秀信成山平爵男
文學博士 委員

委員會
文學博士 芳賀矢一
工學博士 鳳秀太郎

文學博士 芳賀矢一
文學博士 鳩本秀太郎
文學博士 塚本靖郎
文學博士 男爵斯波忠三郎

工學博士 塚本忠三郎 靖
工學博士 男爵 斯波忠三郎

工學博士 男爵 斯波忠三郎

九

九

14.5
145

大正十五年八月十九日印刷

大正十五年八月廿三日發行

編纂兼發行者

東京市麹町區永樂町一丁目一番地

財團法人啓明會

右代表者

笠森傳繁

東京市日本橋區兜町二番地

堀口新一郎

東京市日本橋區兜町二番地

東京印刷株式會社

印 刷 所

財團法人啓明會事務所

東京市麹町區永樂町一丁目一番地東京海上
ビルディング五階五六號(電話牛込五一二六番)

發 行 所

終

